

『「改定通知書」と「振込通知書」
(年金と年金生活者支援給付金受給者用：大判はがきサイズ)』

<表面>

料金後納
郵便

親展

大切なお知らせ

差出人 **日本年金機構** 〒168-8505
Japan Pension Service 東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号

お願い 開封にもう一度あて名をご確認ください 他人あての郵便物が届いた場合は、お手数ですが開封せず「誤配達」と記入し、郵便ポストに投函してください。

裏面の①、表面の②の順にゆっくりと開いてください。はがきが濡れている場合は、十分に乾かしてから開いてください。

①

国民年金・厚生年金保険 年金額改定通知書

年金の制度・種類		年金	
以下のとおり年金額を改定しましたのでお知らせします。 なお、改定後の年金額は、令和7年6月(4月分、5月分)からお支払いします。			
	令和 年 月からの 年金額 (年額)	参考：改定前の年金額 (令和 年 月の 年金額 (年額))	
国民年金 (基礎年金)	基本額	円	円
	支給停止額 年金額	円	円
厚生年金 保険	基本額	円	円
	支給停止額 年金額	円	円
合計年金額 (年額)		円	円

令和 7 年 6 月 1 日

厚生労働大臣 印影

(この通知書は、年金額を証するものです。
大切に保管してください。)

年金振込通知書

基礎年金番号 ・年金コード	受け取られる 方の氏名		
以下の金額を、ご指定の預行金口座に振り込みます。振り込みは、令和 年 月から令和 年 月までの各偶数月に行います。「振込予定日」は、裏面をご覧ください。※1			
令和 年 月からの 令和 年 月の 各期支払額	令和 年 月の 支払額	令和 年 月の 支払額	参考：前回支払額 (令和 年 月の 支払額)
年金支払額	円	円	円
介護保険料額 ※2	円	円	円
※2	円	円	円
所得税額および 復興特別所得税額	円	円	円
個人住民税額 ※2	円	円	円
および森林環境税額	円	円	円
控除後振込額	円	円	円

振込先 (振込予定日)
※3 令和 7 年 6 月 13 日

※1 支払額の変更が予定されている方は、令和8年4月までの記載がありません。
※2 8月以降の介護保険料等の額は、6月と同じ額を記載しています。実際に特別徴収される額は、市区町村からご本人に通知される決定通知書の金額となります。詳細については、お住まいの市区町村へお問い合わせください。
※3 支店には、支店のほか支所、営業所、出張所等が含まれます。

**厚生労働省
官署支出官 厚生労働省年金局事業企画課長**

印影

年金生活者支援給付金 支給金額 (改定) 通知書

給付金の種類	年金生活者支援給付金
令和 年の支給金額	
支給金額 (月額)	円

令和 7 年 6 月 1 日

厚生労働大臣 印影

(この通知書は、支給金額を証するものです。
大切に保管してください。)

年金生活者支援給付金 振込通知書

基礎年金番号	受け取られる 方の氏名	
以下の金額を、ご指定の預行金口座に振り込みます。振り込みは、令和 年 月から令和 年 月までの各偶数月に行います。「振込予定日」は、裏面をご覧ください。		
令和 年 月の支払額	令和 年 月からの 令和 年 月の各期支払額	
給付金支払額	円	円
調整額 ※1	円	円
振込額	円	円

振込先 (振込予定日)
※2 令和 7 年 6 月 13 日

※1 「調整額」については、裏面をご覧ください。
※2 支店には、支店のほか支所、営業所、出張所等が含まれます。

**厚生労働省
官署支出官 厚生労働省大臣官房会計課長**

印影

『「改定通知書」と「振込通知書」 (年金と年金生活者支援給付金受給者用：大判はがきサイズ)』

〈裏面〉

通知書に関するお問い合わせ

相談チャット等でのお問い合わせ

- 通知書に関するよくあるお問い合わせは、24時間いつでも自動で、すばやくお答えする「改定/振込通知書相談チャット」をご利用ください。
<https://www.nenkin.go.jp/service/seidozenpan/chatbot.html>

二次元
コード

- 年金に関する一般的なお問い合わせは、日本年金機構ホームページの「年金Q&A」をご覧ください。

ねんきんダイヤル

0570-05-1165
全国一律の通話料金でご利用いただけます。
通話料金定額プランの対象外です。

二次元
コード

<https://www.nenkin.go.jp/faq/index.html>

050から始まる電話で
おかけになる場合は、
(東京) 03-6700-1165

受付
時間

月曜日※1 8:30~19:00
火~金曜日 8:30~17:15
第2土曜日※2 9:30~16:00

- ※1 月曜日が祝日の場合は、翌日以降の平日の初日に19:00まで受け付けます。
- ※2 第2土曜日以外の土・日・祝日、12/29~1/3はご利用いただけません。

あなたの年金 簡単便利な「ねんきんネット」で!

- スマートフォンやパソコンから、年金記録の確認、年金振込通知書等の確認や再交付申請、働きながら年金を受け取る場合などの条件に応じた年金見込額の試算等ができます。
- ねんきんネットとマイナポータルを連携することにより、扶養親族等申告書や受取機関変更届等の提出ができます。
- 「ご自身の年金記録に「もれ」や「誤り」があると思われる方へ」**
- ご自身の新たな記録が見つかったら、年金額が増える可能性があります。
- お心当たりのある方は、お近くの年金事務所へご相談ください。

二次元
コード

ねんきんネット 検索 https://www.nenkin.go.jp/n_net/index.html

2506 1034 005

※右のマークは音声コードです。
このお知らせに関する内容を
音声で聞くことができます。

音声コード

令和7年度税制改正について

- 課税対象となる老齢年金を受け取られている方は、基礎控除額の引上げにより、令和7年度の所得税額の見直しが行われます。
- この見直しにより、既に源泉徴収された税額に過納額が生じる場合には、令和7年12月の年金支払時にその過納額を還付します。
- 令和7年12月の年金支払に関する詳細はねんきんダイヤルへお問い合わせください。また、税制改正の内容の詳細は、国税庁ホームページ等にてご確認ください。

改正戸籍法の施行について(フリガナの記載)

- 令和7年5月以降、市区町村から戸籍に記載される氏名の振り仮名の通知書が送付されます(送付時期等は本籍地の市区町村にお問い合わせください)。
- 戸籍の振り仮名を変更する場合は、年金の受取金融機関の口座名義の変更等が必要です。
- 受取金融機関の口座名義の変更が必要の方に対しては、「氏名変更のお知らせ」(口座名義のご案内)をお送りします。

②

年金額改定通知書について(令和7年4月からの年金額)

- 年金額は、賃金や物価の変動に応じて改定を行う仕組みとなっており、令和7年度の年金額は、昨年度から1.9%の増額改定となります。
※将来世代の年金の給付水準を確保するため、マクロ経済スライドによる調整を行っています。
※法律で定める年金額計算における端数処理、法律改正前の年金額を保障する経過措置に該当する等により、昨年度から1.9%の増額とならない場合があります。
- 厚生年金基金から代行部分の年金を受け取っている方の年金額は、この通知書の「年金額」に含まれていません。基金が支払う代行部分の年金には改定の仕組みがないため、国の年金において、代行部分の改定も加えて調整しています。
- 国民年金(基礎年金)の「年金額」欄の金額に「*」の表示がある場合は、法律改正により、平成29年度に国民年金記録の第3号被保険者期間を第1号被保険者期間へ訂正したこととともない、平成30年度から年金額が減額されたため、特例的に記録訂正前の年金額の9割を保障しています。この場合、賃金や物価の変動に応じた改定は行われません。

【決定への不服申立制度について】 ※改定制度に対する不服は審査請求の対象となりません。

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に文書又は口頭であなたの住所地の社会保険審査官(地方厚生局内)に審査請求できます。また、その決定に不服があるときは、決定書の原本が送付された日の翌日から起算して2か月以内に社会保険審査会(厚生労働省内)に再審査請求できます。
なお、この決定の取消の訴えは、審査請求の決定を経た後でないと、提起できませんが、審査請求があった日から2か月を経過しても審査請求の決定がないときやこの決定の執行等による著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他正当な理由のあるときは、審査請求の決定を経なくても提起できます。
この訴えは、審査請求の決定(再審査請求をした場合には、当該決定又は社会保険審査会の裁決、以下同じ。)の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告(代表者は法務大臣)として提起できます。ただし、原則として審査請求の決定の日から1年を経過したときは訴えを提起できません。

年金額の改定に関するご案内や通知書の見方については、日本年金機構ホームページをご覧ください。

年金額等の改定 検索

二次元
コード

https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/ningakutou_kaitei.html

年金生活者支援給付金 支給金額(改定)通知書について

- 年金生活者支援給付金の給付基準額は、物価の変動に応じて、毎年度改定を行う仕組みとなっており、令和7年度は昨年度から2.7%の増額改定となります。
- また、老齢年金生活者支援給付金の支給金額は、国民年金保険料免除期間を有する場合に、老齢基礎年金の引上げに伴う改定(増額)も行われます。
※年金額は、賃金や物価の変動に応じて改定を行う仕組みとなっており、令和7年度の年金額は、昨年度から1.9%の増額改定となります。

【令和7年度の給付基準額(月額)】

給付金の種類	給付基準額
老齢年金生活者支援給付金	5,450円 ※1
障害年金生活者支援給付金 (1級) ※2	6,813円
(2級)	5,450円
遺族年金生活者支援給付金	5,450円 ※3

※1 満額の金額は保険料滞り(滞り期間)が免除期間に達しなくなるまで、支給金額は2.7%の増額となります。
※2 障害年金の等級に応じて給付額が異なります。
※3 2人以上の子が受給している場合は、子の数で割った金額が支給されます。

【決定への不服申立制度について】 ※改定制度に対する不服は審査請求の対象となりません。

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に文書又は口頭であなたの住所地の社会保険審査官(地方厚生局内)に審査請求できます。また、その決定に不服があるときは、決定書の原本が送付された日の翌日から起算して2か月以内に社会保険審査会(厚生労働省内)に再審査請求できます。
なお、この決定の取消の訴えは、審査請求の決定を経た後でないと、提起できませんが、審査請求があった日から2か月を経過しても審査請求の決定がないときやこの決定の執行等による著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他正当な理由のあるときは、審査請求の決定を経なくても提起できます。
この訴えは、審査請求の決定(再審査請求をした場合には、当該決定又は社会保険審査会の裁決、以下同じ。)の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告(代表者は法務大臣)として提起できます。ただし、原則として審査請求の決定の日から1年を経過したときは訴えを提起できません。

年金生活者支援給付金の改定に関するご案内や通知書の見方については、日本年金機構ホームページをご覧ください。

支給給付金改定 検索

二次元
コード

https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/ningakutou_kaitei.html

年金振込通知書にかかる注意事項等

振込予定日

- 振込日は原則偶数月の15日です。ただし、15日が土日、祝日のときは、その直前の金融機関の営業日となります。

支払月	支給対象月	支払月	支給対象月	支払月	支給対象月
4月	2月分、3月分	8月	6月分、7月分	12月	10月分、11月分
6月	4月分、5月分	10月	8月分、9月分	2月	12月分、1月分

注意事項

- 各支払期に切り捨てられた端数の合計額が1円以上のときは、毎年2月支払期の年金支払額に、端数を加算してお支払いします。
- 特別徴収する額や振込額、振込先などに変更がある場合は、その都度「年金振込通知書」をお送りします。
- 表面の「年金振込通知書」の「年金支払額」欄に「#」印が表示されている場合、遅延特別加算金が含まれています。

年金から特別徴収する保険料等

- 日本年金機構は市区町村からの依頼に基づき、年金から介護保険料、国民健康保険料(税)、後期高齢者医療保険料、個人住民税および森林環境税を特別徴収しています。
- 国民健康保険料(税)、後期高齢者医療保険料の納付方法の変更については、お住まいの市区町村へお問い合わせください。



年金から特別徴収する保険料等の金額は、お住まいの市区町村へお問い合わせください。

年金生活者支援給付金 振込通知書にかかる注意事項等

振込予定日

- 振込日は原則偶数月の15日です。ただし、15日が土日、祝日のときは、その直前の金融機関の営業日となります。

支払月	支給対象月	支払月	支給対象月	支払月	支給対象月
4月	2月分、3月分	8月	6月分、7月分	12月	10月分、11月分
6月	4月分、5月分	10月	8月分、9月分	2月	12月分、1月分

注意事項

- 振込額や振込先などに変更がある場合は、改めて「年金生活者支援給付金振込通知書」をお送りします。
※年金生活者支援給付金は、年金と同じ口座にお振込みしますので、年金の振込口座を変更した場合、年金生活者支援給付金の振込先も変更となります。

「調整額」欄の見方

- さかのぼって年金生活者支援給付金をお支払いする場合や、年金生活者支援給付金の過払い金を毎月の支払いからお返しいただく場合にその金額を表示しています。

このような場合は年金生活者支援給付金のお手続きが必要となります

- 次の①~③のいずれかに該当した場合は、年金生活者支援給付金は支給されません。
 - ①日本国内に住所がないとき
 - ②年金が全額支給停止のとき
 - ③刑事施設等に拘禁されるとき
- 上記①または③に該当する場合は、必ず届出が必要となりますので、「ねんきんダイヤル」またはお近くの「年金事務所」や「街角の年金相談センター」にご相談ください。